

機内持ち込み・預け手荷物における危険物の代表例

- 国際的なルールに基づき設定している航空法及び関係規則をもとに記載しております。
- 渡航先の法律や規制により、以下の物品以外にも各国への持ち込みが制限されている物品がございますのでご注意ください。
- 航空機での輸送が可能であるか、出発までに確認が取れない場合は、輸送をお断りすることがありますので、あらかじめご了承ください。
- 旅客の手荷物として機内持ち込み・お預けができる危険物は個人が使用するものに限ります。
- 実際の運用状況等により品目等について適宜更新を行う予定です。

品目	条件	数量 (1人あたりの制限)	機内 持ち込み	お預け
酒類	アルコール度数が24%を超え、70%以下のもの ※アルコール度数が24%以下のものは制限がなく、70%を超えるものは機内持ち込み・お預け不可	5リットル以下の小売販売されている容器に入っているもので正味量5リットル	○	○
化粧品や医薬品	ガスが充填されたスプレー缶製品は、不測の噴射を防止するため、噴射口がキャップまたは適当な方法で保護されていること 医薬品には放射性物質が含まれていないこと 除菌剤のうち、使用過程で亜塩素酸ナトリウム水溶液が生じるものは輸送不可 (例)ペン/フック型・置き型のクレベリン	1容器0.5kgまたは0.5リットル以下のものを2kgまたは2リットルまで	○	○
スポーツ用品・日用品のスプレー缶製品	LPガス、LPGガス、DMEガスなどの引火性ガスや毒性ガスを使用していないこと ガスが充填されたスプレー缶製品は、不測の噴射を防止するため、噴射口がキャップまたは適当な方法で保護されていること	1容器0.5kgまたは0.5リットル以下のものを2kgまたは2リットルまで	○	○
喫煙用ライター・安全マッチ	【ガスライター】 使い捨て・ガス充填式	■喫煙用ライター： 10cm未満のもの1個 ■安全マッチ： 小型のもの1箱 いずれか1個まで、身につける手荷物として機内持ち込み可 ※詰替用のオイルやガスは機内持ち込み・お預け不可	○	×
	【オイルライター】 吸収剤(綿)が入っているもの 吸収剤(綿)が入っていないオイルタンク式ライターは機内持ち込み・お預け不可		○	×
	【リチウム電池式ライター】 内蔵される各々の電池の容量が以下の容量を超えないもの ■リチウム電池： リチウム含有量2g以下 ■リチウムイオン電池： ワット時定格量100Wh以下 ※不意の作動を防ぐ安全キャップまたは保護装置などがついていること ※機内での充電は不可		○	×
	【安全マッチ】 小型のもの ※黄リンマッチ・徳用箱は機内持ち込み・お預け不可		○	×
	【オイルタンク式ライター葉巻用ライター、プリミキシングライター(ブルーフレームライター、ターボライター等)】 機内持ち込み・お預け不可 ※包装が施された未使用の吸収剤入りのオイルタンク式ライターは非危険物として郵送可 ※プリミキシングライターとは、「青色の炎」や「強力な炎」を出すタイプのライターのこと		×	×
電池または充電電池駆動で極度の熱を発するもの(水中ライト、ヘアアイロン、半田ゴテ等)	偶発的作動を防止するため、電池を取り外した状態でのみ機内持ち込み・お預け可 ※熱源と本体を遮断する機能(フライトモードなど)を有する製品についてはその機能が作動されていれば輸送可能(ただし、使用される電池がリチウム系の場合は下記記載の携帯型電子機器(PED)に用いるリチウム金属またはリチウムイオンの単電池および組電池の輸送条件に従う)	制限なし	○	○

品目	条件	数量 (1人あたりの制限)	機内 持ち込み	お預け
ガス式 ヘアスタイリング用 機器	炭化水素ガス（ブタンガス・LP ガス含む）が充填されたもので、 熱源部分が安全カバーで覆われているもの ※機内での使用は不可 ※補充用ガス（スベアカートリッジ）は機内持ち込み・お預け不可	1個	○	○
ドライアイス	生鮮食品等を冷却するために用いるもの ※危険物ラベルの貼付が必要（DG LABEL①）	正味量 2.5kg	○	○
酸素または空気ガスシリンダー、酸素缶	機内持ち込み・お預け不可 ※空であれば非危険物として機内持ち込み・お預け可		×	×
機械義肢用の非引火性ガスシリンダー	機械義肢に用いられ、小型高压容器に充填されたもの ※旅行中に必要なスベアシリンダーも可	制限なし	○	○
膨張救命胴衣等の個人用安全装置と予備のガスシリンダー	小型の炭酸ガスが充填されたシリンダーもしくは非引火性シリンダーが装着されているもの ※予備ガスシリンダーのみの場合は機内持ち込み・お預け不可	■救命胴衣： 2装置 ■予備のガスシリンダー： 1装置あたり2個まで	○	○
雪崩救難用バックパック	非引火性の圧縮ガスが装備されたバックパック。トリガー部分に火薬を使用するものは、正味 200mg 以下の区分 1.4S の火薬類であるもの ※誤作動が生じないように包装されていること ※本体なしでのガスシリンダー・火薬は機内持ち込み・お預け不可 ※予備の火薬・圧縮ガスは機内持ち込み・お預け不可	1個	○	○
個人用安全装置以外の装置に用いられる非引火性の小型ガスシリンダー	非引火性ガス以外の危険物を含んでいず水容量 50ml 以下のもの	4個	○	○
銃砲刀剣類・銃弾	機内持ち込み・お預け不可 ※偽物であっても模擬刀・モデルガン等、武器に見えるものの所持が禁止されることもある		×	×
心臓ペースメーカー その他の医療装置	放射性物質またはリチウムを使用した電池で作動する、体内または体外に取付けられた装置に限る ※身につけてのみ可	制限なし	○	×
花火	火薬が使用されているため、種類・用途を問わず機内持ち込み・お預け不可		×	×
瞬間冷却材	機内持ち込み・お預け可	制限なし	○	○
加熱式弁当・ 加熱機能付き容器	使用されている生石灰が危険物に該当するため機内持ち込み・お預け不可		×	×
携帯型電子機器 (PED) に用いる リチウム金属または リチウムイオンの単電池 および組電池	【内蔵されている電池】 ■リチウム金属電池：リチウム含有量 2g 以下 ■リチウムイオン電池：ワット時定格量 160Wh 以下 ※お預けになる場合、偶発的な作動や損傷を防止するため、電源を完全に OFF にする。（スリープモード不可）ただしリチウム含有量が 0.3g 以下のリチウム金属電池又はワット時定格量が 2.7wh 以下のリチウムイオン電池を内蔵する電子機器、かつ航空機外の設備と無線通信を行わない機器（Bluetooth 電波を使用し、位置情報を追跡する電子機器に限る）は除く ※確実に梱包されていること（強固な鞆への梱包かつ／もしくは衣類等による保護）	制限なし	○	○
例：携帯電話、カメラ等 電子機器の種類や大きさは問わず、バッテリーを搭載したすべての電子機器が対象	【予備電池】 ■リチウム金属電池：リチウム含有量 2g 以下 ■リチウムイオン電池：ワット時定格量 160Wh 以下 ※短絡（ショート）しないよう個別に保護していること ※他の機器に電力を供給する携帯用充電器も予備電池とみなす	■リチウム電池：制限なし ■リチウムイオン電池 ・～100Wh 以下：制限なし ・100Wh 超～160Wh 以下：2個 ※PED/PEMD 合わせて2個	○	×
	【特別な取り扱い①：小型車両（個人用機器）例：セグウェイ等】 電動車いす、電動移動補助機器以外のリチウム金属電池・リチウムイオン電池を原動力とする小型車両は機内持ち込み・お預け不可 ※ただし、電動スケートボードと子ども用電動カートは、携帯型電子機器（PED）に用いるリチウム金属またはリチウムイオンの単電池および組電池の輸送条件を満たす場合に限り輸送可		×	×
	【特別な取り扱い②：電子機能付き手荷物（Smart Baggage）】	電池取り外し不可	×	×

	リチウム電池、リチウムイオン電池（含む充電器）を内蔵・装着したもの（GPS/Wifi/Bluetooth/充電/自動施錠等の機能を有しているものは、リチウム金属電池、リチウムイオン電池の取り外しが可能な手荷物に限り輸送可	電池取り外し可で 取り外した後の手荷物	○	○
		電池取り外し可で 取り外した電池	○	×
		電池取り外し可で 電池を内蔵したままの手荷物	○	×
携帯型医療電子機器 （PMED）に用いる リチウム金属または リチウムイオンの単電池 および組電池	【内蔵されている電池】 ■リチウム金属電池：リチウム含有量 8g 以下 ■リチウムイオン電池：ワット時定格量 160Wh 以下 ※お預けになる場合、偶発的な作動や損傷を防止するため、電源を完全に OFF にし（スリープモード不可）確実に梱包すること（強固な鞆への梱包かつ／もしくは衣類等による保護）	制限なし	○	○
例：CPAP、POC、 AED、 ネブライザー等	【予備電池】 ■リチウム金属電池：リチウム含有量 8g 以下 ■リチウムイオン電池：ワット時定格量 160Wh 以下 ※短絡（ショート）しないよう個別に保護していること	■リチウム電池 ・～2kg 以下：制限なし ・2kg 超～8kg 以下：2 個 ■リチウムイオン電池 ・～100Wh 以下：制限なし ・100Wh 超～160Wh 以下：2 個 ※PED/PEMD 合わせて 2 個	○	×

品目	条件	数量 （1人あたりの制限）	機内 持ち込み	お預け
電池を含む電子たばこ （電子葉巻、電子パイプ やその他個人用気化器を 含む）	■リチウム金属電池：リチウム含有量 2g 以下 ■リチウムイオン電池：ワット時定格量 100Wh 以下 ※誤作動防止のため個別に保護すること ※予備の電池は短絡（ショート）しないよう個別に保護すること ※電子たばこの機内での充電・使用は常に不可 ※法律によって使用・所持が制限（禁止）されている国があるので注意が必要	制限なし	○	×
携帯型電子機器（PED） または携帯型医療用電子 機器（PMED）に用いる 防漏型ウエットバッテリ	特別規定 A67 を満たしていること 電圧は 12V 以下、かつワット時定格量は 100Wh 以下であること ※電子機器本体へ誤作動防止措置を施すこと ※予備の蓄電池へは短絡防止措置を施すこと ※お預けになる場合、電源を完全に OFF にする（スリープモード不可）	■電子機器に内蔵されている蓄電池： 制限なし ■予備の蓄電池： 電子機器の数量にかかわらず 2 個	○	○

電動車いす・電動移動補助機器のバッテリー取り扱い

※身体に障がいのあるお客さま、傷病や高齢等の理由により歩行が困難と認められるお客さまが使用するものに限る

品目	条件	数量 （1人あたりの制限）	機内 持ち込み	お預け
リチウムイオンバッテリ を装着した電動車いす または電動移動補助機器	【リチウムイオンバッテリを装着したままの車いす】	制限なし	×	○
	【車いすから取り外したリチウムイオンバッテリ】 ワット時定格量は 300Wh 以下 ※車いす稼働のために 2 つのリチウムイオンバッテリが必要な場合 各リチウムイオンバッテリは 300Wh 以下でなければならない ※バッテリはそれぞれ小袋（鞆やビニール袋等）に入れること	制限なし	○	×
	【車いす用予備のリチウムイオンバッテリ】 ※バッテリはそれぞれ小袋（鞆やビニール袋等）に入れること	ワット時定格量 ・～160Wh 以下：2 個 ・160Wh 超～300Wh 以下：1 個	○	×
ドライバッテリー（ニッケル水素電池など）を装着した電動車いす または電動移動補助機器	【ドライバッテリー（ニッケル水素電池など）を装着したままの車いす】	制限なし	×	○
	【車いすから取り外したドライバッテリー（ニッケル水素電池など）】 ※バッテリーBOX に収納、または相応に梱包されていること	制限なし	×	○

	【車いす用予備のドライバッテリー（ニッケル水素電池など）】 ※バッテリーBOXに収納、または相応に梱包されていること	2個	×	○
防漏型ウエットバッテリー（ジェル含む）を装着した電動車いすまたは電動移動補助機器	【防漏型ウエットバッテリーを装着したままの車いす】	制限なし	×	○
	【車いすから取り外した防漏型ウエットバッテリー】 ※バッテリーBOXに収納、または相応に梱包されていること	制限なし	×	○
	【車いす用予備の防漏型ウエットバッテリー】 ※バッテリーBOXに収納、または相応に梱包されていること	1個	×	○
非防漏型ウエットバッテリー（ジェル含む）を装着した電動車いすまたは電動移動補助機器	【非防漏型ウエットバッテリーを装着したままの車いす】	制限なし	×	○
	【車いすから取り外した非防漏型ウエットバッテリー】 バッテリーBOXに収納（電解液の吸収剤を詰める） ※危険物ラベルの貼付が必要 (DG LABEL② & THIS SIDE UP LABEL)	制限なし	×	○
	【車いす用予備の非防漏型ウエットバッテリー】 機内持ち込み・お預け不可		×	×